

佐賀県告示第七十四号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月十五日から施行する。

平成二十二年二月十二日

佐賀県知事 古 川 康

三の表中「杵島信用金庫」を「九州ひぜん信用金庫」に改める。